

議案第 19 号

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

別表高田浄水場等運転管理業務事業者選定委員会の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

高田浄水場等運転管理業務事業者選定委員会を廃止するため提案するものであります。